

モンテネグロ

| | A ルート | B ルート | C ルート |
|--------------|--|--|--|
| I ルートの種類及び根拠 | 領事送達 (送達条約8条1項, 2項) | 中央当局送達 (送達条約3条1項) | 管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの) |
| II ルートの選択基準 | 日本人に対する送達の場合は原則として本ルート | 外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合 | 民事又は商事に関する事件以外の事件 |
| III 作成すべき文書等 | 1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、モンテネグロ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通 | 1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用) | 1 嘱託書 (管轄裁判所あて—モンテネグロ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) 1通 写し 1部 |
| IV 費 用 | 不 要 | 原則として不要 | 必 要 |
| V 期間※2 | 3箇月 | 先例なし | 先例なし |
| VI 中央当局 | 名 称 Ministry of Justice of the Republic of Montenegro 所在地 Vuka Karadžica br.3 81 000 Podgorica | | |

※1 現在とり得る方法であるか疑義があるため、管轄裁判所送達の必要が生じた場合は、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例(モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロにおいて実施したもの)を含む。)において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。